

社会福祉法人長井市社会福祉協議会長井市老人福祉センター管理運営要綱

昭和 53 年 12 月 23 日制定

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、社会福祉法人長井市社会福祉協議会長井市老人福祉センター設置規程第 9 条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(使用時間)

第 2 条 老人福祉センターの使用時間は、午前 9 時 30 分から午後 4 時までとする。

2 入浴時間は、午前 11 時から午後 3 時 30 分までとする。

3 会長は、必要があると認めるときは、前各項の規定にかかわらず使用時間を変更することができる。

(休館日)

第 3 条 老人福祉センターの休館日は、1 月 1 日から 1 月 3 日まで及び 12 月 29 日から 12 月 31 日までとする。

2 会長は、必要あると認めるときは、前項の規定にかかわらず休館日を変更することができる。

(使用許可手続)

第 4 条 老人福祉センターを使用しようとするものは、事前に電話等で予約をし、使用当日に老人福祉センター使用票に必要事項を記入しなければならない。

(その他)

第 5 条 この要綱に定めるもののほか、老人福祉センターの管理運営に必要な事項は、別に定める。

附 則

この細則は、昭和 53 年 12 月 23 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 11 年 12 月 14 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。